

## 火 爪 弘 子 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

平木副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪委員。あなたの持ち時間は60分であります。

火爪委員 日本共産党の火爪弘子でございます。今期4年間、最後の質問です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、岸田内閣が進める、敵基地攻撃能力の保有に関連して伺います。

岸田内閣が12月16日に閣議決定した安保3文書は、これまで日本の防衛政策の大原則とされてきた専守防衛の立場を大転換するものです。3文書には、日本が攻撃されなくても、アメリカが始める戦争に、日米共同で相手国を武力攻撃できるということが明記されております。

安倍内閣が強行した安保法制によって、アメリカが武力攻撃を受けた場合に、我が国に危険が及ぶと判断される存立危機事態になれば、日本が参戦できることになっているからです。それが集団的自衛権の行使であり、アメリカが日本に敵基地攻撃能力の保有を求めてきた最大の理由です。専守防衛を大幅に踏み越えることは明らかです。そうなれば、日本が相手国の報復攻撃を受ける事態を覚悟しなければなりません。軍事的緊張を高める極めて危険な道と言わなくてはなりません。

知事が訪問されたベトナムなどASEAN10か国は、そうではなくて、軍事力によらず紛争の解決を目指す平和条約を結んでしまし

た。中国など覇権主義を強める国とも粘り強く話し合っています。そして今、その平和原則に即した包摂的な平和の枠組みを、中国や日本などを含む東アジアに広げようとして取り組んでいます。

軍備拡大による日米のブロック政治ではなく、こうした徹底的な話し合いによる安全保障の枠組みを広げることこそ、日本の平和を守る道だと考えます。知事の見解を伺います。

**新田知事** 国では、我が国を取り巻く国際環境を踏まえまして、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と暮らしを守り抜くため、防衛力の抜本的強化を行う必要があるとしています。昨年12月には、国家安全保障に関する基本方針である、国家安全保障戦略など3つの文書が閣議決定されました。新たな国家安全保障戦略の策定と防衛力の抜本的な強化が示され、反撃能力の保有や、防衛費総額は今後5年間で43兆円程度とすることなどとされています。

閣議後の記者会見で、岸田総理からは、国民の命、暮らし、事業を守り抜く上で、まず優先されるべきは、我が国にとって望ましい国際環境、安全保障環境をつくるための外交的努力であり、多国間協力を推進する積極的な外交をさらに強化していくと述べられました。その上で、同時に外交には裏づけとなる防衛力が必要との見解が示されています。

さらに、今回の新たな3文書を取りまとめることで、実践面からも安全保障体制を強化することとなり、これは、戦後の安全保障政策を大きく転換するものであります、とした上で、これは、日本国憲法、国際法、国内法の範囲内の対応であり、専守防衛堅持、平和国家としての歩みは、今後も不変であるとの説明がなされています。

世界では、ロシアのウクライナ侵攻や、北朝鮮による相次ぐミサ

イル発射など、平和と安全を揺るがす問題が発生しています。防衛の問題については、我が国の安全の確保に関わる極めて重要な事柄であり、世界の動向を見極め、今後とも国会などの議論を踏まえながら、政府において適切に対応していただきたいと考えます。

**火爪委員** 外交交渉が基本と言いながら、今の岸田内閣には、まともな外交戦略がないと言わなければなりません。安保3文書の中にも、外交戦略に関わることは全くないと、外交戦略のない大軍拡と言わなければならないと思います。

そこで、県民に関わる問題を具体的に伺っておきたいと思います。

岸田内閣は日米が一体となって敵基地攻撃を行い、その結果、日本が報復攻撃を受ける可能性を国会でも認めております。防衛省が昨年12月23日と2月2日に開催したゼネコンなどを集めた自衛隊施設の強靱化に向けた意見交換会では、今後、全国約300の自衛隊基地を、化学、生物、核兵器などによる攻撃に耐え得るよう地下化するなど、強靱化する計画が示されております。今月2日の参議院予算委員会でも防衛省はこれを認め、今後5年間で4兆円をこれに投入すると答弁をしております。既に、新たな戦前が始まっているのではないのでしょうか。

その約300の自衛隊基地の中に、陸上自衛隊富山駐屯地も含まれております。自衛隊の基地だけ地下化、強靱化して、県民は一体どうなるのでしょうか。この計画を県はどう認識しているのか、危機管理局長に伺います。

**利川危機管理局長** 国が昨年の12月に閣議決定した3つの文書のうちの一つ、防衛力整備計画におきましては、防衛施設の強靱化として、主要司令部等の地下化、構造強化などについて記載されております。

本県には、唯一の自衛隊の施設としまして、富山駐屯地が砺波市に所在しておりますが、今のところ、当該施設の強靱化に関しまして、国から特段の情報は受けておりません。安全保障環境が急速に厳しさを増す中、防衛力の基盤となる防衛施設の機能を確保することは重要なことであると認識しております。

防衛や安全保障政策については、まさに日本の国の将来、また、国民の生活や幸せに重大な影響を及ぼす事柄であり、国家の根幹に係ることでもありますので、外交努力も含めて、国の責任においてしっかり対応していただきたいと思っております。

**火爪委員** 確認をしていない、連絡が来ていないということでありませうけど、マスコミでも報道され、国会でも認めております。今後5年間ですよ。県民の安全に関わる重大事態、問合せはしていないのでしょうか。

**利川危機管理局長** 防衛省には確認させていただきました。ただ、具体的にどこでどういう整備をするかについてはまだ決まっておりませんというような内容でありましたので、今の答弁では、その点は特に触れませんでした。

**火爪委員** 分かりました。

極めて危険な事態が想定されている——国会でも、防衛大臣は、大規模な被害を日本の各地が受ける可能性があるかと答弁をしております。

国のことだということで、関わらないとか、声を上げないとかということは、県民の暮らしを守る上でも、安全を守る上でも許されないことだと指摘をしておきたいと思っております。

次に移ります。電気料金の値上げ、物価高騰対策に関連してであ

ります。

新年度、県の予算案の最大の課題は、物価高騰から県民の暮らしと地域経済をどう守るかにあると我が党は認識をしております。知事には、県民生活の厳しさに心を寄せて、県民と同じ目線に立って対策に当たっていただきたいと思っております。

北陸電力が、4月から規制料金45.84%の値上げを国に申請しています。認可はずれ込む可能性もあると伝えられております。しかし、値上げが4月からかと思っていたら、1月に電気料金が倍になったなど、悲鳴の声が上がっております。

オール電化にした家庭などでは、自由料金が石炭価格の上昇などで跳ね上がりました。私の友人でも、7人家族で電気料金が8万円を超えたという人がいます。2月には少し落ち着くと言われていたのですが、僅かです。そして、4月からは全世帯での大幅値上げが待っております。2月に富山市で開催された経済産業省の公聴会でも、北電に対して、値上げ幅の圧縮を求める切実な声が相次いだと報道をされております。

北陸電力の値上げの主な原因は輸入燃料の高騰でありますけれども、事実上、競争相手のいない独占企業です。2022年3月の有価証券報告書によれば、北陸電力の内部留保は3,529億円あるということでもあります。この活用も含めて、経営努力を強く求めたいものがあります。

知事が県民のこの悲鳴を代弁し、北陸電力に対し値上げ幅の縮小を働きかけるべきと考えます。知事に伺います。

**新田知事** 北陸電力は、電気料金全般の本年4月以降の改定を発表されましたが、同社では電力の安定供給のための、また世界的な燃料

価格の高騰を受けての対応であるとしておりまして、一定程度の値上げはやむを得ないと受け止めています。

現在、国において、規制料金についての審査が行われています。専門家などによる厳格な審査が行われているものと理解しています。

北陸電力においては、値上げの理由、経営状況や今後の効率化の取組などについて丁寧に説明し、理解を得られるよう努めていただきたいと思います。

私も、県民や事業者の皆さんからの切実な声をお聞きしており、北陸電力の経営陣との対話において、県民の暮らしを守る知事として、電力は安定的にかつできるだけ安価で提供されるよう、強く働きかけているところです。

今回、全国的な電気料金の値上げは、国民生活や経済への影響が大きいことから、国の負担軽減措置による割引が2月請求分から開始されています。県としても、さきに議決いただいた2月補正予算及び令和5年度予算案において、県民の暮らしや県内事業者の経済活動への支援に取り組むこととしています。

電気、ガス料金等のエネルギー価格高騰は全国的な課題であることから、近く、全国知事会において、追加対策に向けた提言を取りまとめることとしておりまして、知事会等とも連携をして、国に対して適時適切な対策を求めてまいります。

**火爪委員** 知事は北電にいろいろなことを言っていると答弁をされました。ぜひ、知事が県民の暮らしの立場に立って北陸電力にも働きかけているということを、中身も問題ですけれども、公表されるということは、やっぱり知事への信頼を高める上で大変重要ですし、経済産業省の審査にも影響を与えればなおいいと考えております。こ

れからもそういう姿勢を望みたいと思っております。

11月定例会では、飼料・肥料・資材高騰から農業経営を守るための緊急支援を求める意見書を採択していただきました。中でも、畜産農家の苦境は、ますます深刻となっています。富山市内のある酪農家のお話を伺いました。320頭の牛を所有するこの酪農家は、昨年、餌代が総額1億円から1億5,000万円に跳ね上がった、電気代が500万円上がった、しかし、昨年の支援は1,000万円にとどまった、今後が心配だ、これではとてもやっていけないという痛切なお話をされてきました。

国の配合飼料価格安定制度がありますが、仕組みは直近3つの四半期の値段と現在の格差の半分を支援するということが基準になっておりますので、これは支援額が急騰したときはいいわけでありませけれども、支援額が高止まりすると、支援額はほとんど期待できないわけでありませ。改善を求める声が強くなっております。

県は、今議会に提案された2月補正予算案でも1億2,000万円の支援予算を計上しています。国も支援の上乗せを検討していると聞いていますが、さらに支援を強く要望したいと思っております。

どう取り組んでいくのか、農林水産部長の見解を伺います。

**堀口農林水産部長** 委員御指摘のとおり、飼料代は、昨年12月では前年同期比で2割以上高くなっております。また、光熱費も上昇するなど、畜産経営は厳しい状況にあるものと認識しております。

国では、御紹介ありませたとおり、既存の配合飼料価格安定制度により、畜産農家に対して、四半期ごとの価格上昇分に補填が行われております。

しかしながら、この制度は、直近1年間の輸入原料価格の上昇分

を算定基準に補填する仕組みとなっておりますことから、飼料価格が高止まりすると、結果として、畜産農家の負担増加に見合った補填が行われないこととなります。

なお、輸入牧草の高騰の影響を受けている酪農経営については、国産飼料の利用拡大等に取り組む酪農家に対して、乳牛1頭当たり1万円が昨年12月に交付されております。

県では、畜産農家の安定した経営継続を支援するため、国の支援策に加え、今年度9月補正において、効率的な飼料の給与設計等の生産コスト低減に取り組む畜産農家に対しまして、配合飼料購入量に応じて、トン当たり2,000円から5,000円の奨励金を措置し、さらに、この支援策を本年9月の第2四半期まで延長するため、所要額1億2,000万円を2月補正予算に計上し、先般議決もいただいたところであります。

県としましては、国に対し、これまでも重要要望等を通じまして、畜産経営の安定化に向けた支援を求めてまいりましたが、配合飼料価格安定制度等の運用改善や充実なども含めまして、さらに強く要望していきたいと考えております。

現在、国では、新たな飼料高騰対策が検討されているとお聞きをしております。今後、こうした国の動きや飼料価格の推移等も十分注視しながら、畜産農家の経営安定化を支援してまいります。

**火爪委員** 子育て世代への支援についてであります。

コロナ禍と物価高騰の中で、全国的に学校給食無償化に踏み出す自治体が広がっております。昨年12月1日現在で、我が党の調べによりますと、全国254自治体、全体の14.7%が無償化に踏み出しております。県内でも、朝日町と上市町が、コロナ交付金がなくなっ



ても無償化の継続を決めております。

11月定例会の我が党の津本議員の質問に対して教育長は、学校給食の食材費は学校給食法で保護者負担と書いてあるとし、無償化には全県で40億円の費用がかかると試算されると答弁されました。しかし、2018年、文部科学省が国会で、給食の食材費について、自治体が全額補助することは否定されないと答弁をしております。40億円余りという試算でありますけれども、全額県が出さなくてもいいわけでありまして。まず、半額は国が出すように要望をする。そして、仮の話ですけれども、残りを県と市が半額ずつ出せば、県負担は試算で約10億円ということになります。この部分から県が決断をしてもいいと思います。

国は、6月の骨太方針で異次元の少子化対策を打ち出すと言っているわけでありましてから、国に無償化を求めるチャンスなのではないでしょうか。

と同時に、県が無償化に踏み出した市町村に財政支援を検討することを要望し、知事の見解を伺います。

**新田知事** 学校給食については、おさらいですけれども、学校給食法において、食材にかかる費用は保護者が負担することとされています。ただし、経済的な理由で就学困難な小中学校などの児童生徒については、実質的な保護者負担がないよう、国の生活保護制度や就学援助制度などにより措置をされています。

今年度は、国の臨時交付金を活用し、県内全ての市町村において物価高騰による食材費増嵩分への補助などの支援が行われたほか、来年度においても、一部の市町村において、給食費の無償化や一部補助など、それぞれの実情に応じて給食費支援を実施される予定と

聞いております。

こうした取組は、子育て支援や人口減少対策の一環として、学校の設置者である市町村の判断により実施されているものでありまして、このように給食費負担の在り方については、まずは市町村において検討されるものと考えております。

委員御提案のように、無償化に踏み出した一部の市町村に対して県が財政支援することについては、そのほかの市町村とのバランスの面などから、課題があるのではないかと考えております。

**火爪委員** やっぱり県の指導性は市町村待ちではなくて、この分野においても、県の指導性が求められているんだと思います。

今年度からの子供の医療費無料化が、通院で就学前まで県において拡充をされました。県がそうすることによって、県内の15市町村の財政負担が1億5,000万円軽減されました。この軽減をされたことを契機に、一斉に、県内の15のうち13自治体が18歳まで医療費を無料にすることを決めています。だから、今、県が指導性を発揮し、市町村の福祉を支援するという姿勢が求められているんだと思います。

それで、就学援助制度があるというお答えもありました。しかし、就学援助制度というのは申請が必要です。県内の小学生のいる貧困世帯で、何割が就学援助を受けられているのでしょうか。全国の数字でいくと、就学援助率は14.3%、富山県はもっとずっと低いと思います。なかなかこういうことが受け入れられない。

そして、公立の中学校の大体1年間の教育負担は平均で17万円と言われているのですが、そのうち4万円が給食費です。小学校は10万円と言われますが、そのうち4万円が給食費です。これが無償になれ

ばどんなに子育て世代が楽になるか、少子化対策にもプラスになるか、重ねて訴えて今後の取組を要望しておきたいと思います。

次に移ります。教育環境整備とジェンダー平等について何問か伺います。

県内でも、オーガニック給食の普及を求める運動が広がっております。昨年7月に施行されたみどりの食料システム法に基づいて、今年度、県は、さきの答弁でもありました、みどりの食料システム基本計画の策定に市町村と共に取り組んでまいりました。

その計画案を拝見いたしますと、令和8年度までに県内有機農業の取組面積を、219ヘクタールから300ヘクタールに拡大するという目標が掲げられております。この取組をぜひオーガニック給食の普及とも結びつけていただきたいと思いますと思っております。

2013年から無農薬の米づくりに取り組んできた、千葉県いすみ市という市があります。人口3万6,000人の小さな自治体ですが、2017年の秋から、学校給食では100%地元産の有機米を使用し、近年は有機野菜の使用も拡大しているといえます。その結果、市の認知度が高まり、子育て世代の移住者も増え、農家の収入とモチベーションも高まり、農家数、生産量、そして新規就農者ともに増加しているとのことでした。

有機農業の拡大とオーガニック給食の普及にどう取り組んでいくのか、まずは横田副知事に伺います。

**横田副知事** 学校給食への県産有機農産物の活用は、児童生徒、地域住民の農業と自然環境の理解促進につながることに加え、有機農産物の生産者にとっては販路の確保につながることから、有機農業の推進方法として、全国各地で取組が進みつつあります。

県内では、これまで南砺市、滑川市、舟橋村の2市1村で、学校給食に有機農産物が提供されていますけれども、来年度、新たに富山市が有機農業の産地づくりに取り組まれ、学校給食への提供も計画されています。

しかしながら、有機農産物は、一般的に高価格であることに加えて、県内での生産面積ではまだ1%に満たないということで生産量が少なく、納入量や品質、規格が一定でないなどの課題がありまして、給食での提供も年に数回と限定されている状況です。

このため県では来年度、有機農業の先駆者を、他の生産者を指導するアドバイザーに認定する制度をつくりまして、とやま有機農業アカデミーという研修会を開設し、取り組む農業者と面積を増やしてまいります。

また、水田除草機などの導入実証、販路を確保するための生産、流通関係者と消費者によるSNSを活用したネットワークづくりにも取り組めます。

さらには、南砺市で本年度、国の交付金を活用し、JAが一元集荷した有機農産物を学校給食に供給するという体制を整備されておりますので、こうした取組を他の市町村へも紹介してまいります。

息の長い取組となりますけれども、引き続き、市町村と連携しながら、有機農業の生産拡大と学校給食などへの有機農産物の活用促進を図ってまいります。

**火爪委員** 期待をしております。

お話にありました、いすみ市の話伺っても、有機栽培というと、田んぼの草取りを必死でやらなければいけないという、最初はそういう認識だったけれども、やっぱり技術者から話を聞くと、そうい

うことをしなくてもできるんだということをつかんだ、検証したというのが一つの後押しになったと伺っております。

ぜひ、息の長い取組と言わずに、一生懸命ブレスをして頑張ってくださいたいと思います。

そこで、さきに紹介したいすみ市では、有機食材の使用拡大の取組を始めた2017年に13.9%だった学校の残飯率が、2020年には9.5%に減少したとのことでありました。あわせて、2010年からは子供たちと学校田で有機米を作る、いすみ教育フォーラムにも取り組んでいると聞いています。

年末に、県学校給食会を訪ねて意見交換をさせていただきました。学校給食会としても、できるところから取り組みたいとお話だったと思います。

そこで、具体的にどう取り組んでいくのか、教育長に伺っておきます。

**荻布教育長** 学校給食における地場産物の活用は、子供たちが身近に、また実感を持って地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、生産者や生産過程を理解し、食べ物への感謝の気持ちを育んだりするなど、教育的意義を有するものだと思います。有機農産物の活用については、さらにその栽培方法を知り、環境に優しい農業について考える契機になるものと思います。

しかしながら、学校給食においては食材費を抑えつつ、日々大量の食材を安定的に確保する必要があるため、現在の有機農産物の供給量やそのコストなどを考慮しますと、学校給食で有機農産物を広く活用していくことは現状では難しいといった課題があります。

これらの課題が解消でき、学校現場から多くの要望があれば、学

校給食の食材供給を行っている県学校給食会においても、取扱いを検討されるものと考えております。

また、県内市町村においては、年に数回といった取組ではございますが、有機農産物を使用した学校給食を実施しており、県教育委員会としては、そうした食育の取組事例について、学校や栄養教諭などに対して、各種の研修会や実践事例集で取り上げるなどして、広く紹介していきたいと思います。

今後とも、学校給食を通した子供たちの心身の健全な発達のため、食に関する知識や理解、関心が深まるよう、農林水産部や市町村、関係機関と情報共有を図っていきたいと考えております。

**火爪委員** ありがとうございます。

学校給食にコシヒカリを100%提供する際、また、今、富富富もそうだと思うのですが、価格格差については、県と生産者が協力して支援するという制度なども設けてまいりました。やはりこういう姿勢が大事で、後を押すときには県の財政支援も必要かと思っております。ぜひ農林水産部、教育委員会が連携をして、いい取組をつくって広げていただきたいと思います。

次に移ります。

年末に、南砺市に住む化学物質過敏症の娘さんを持つ保護者の方から御相談をいただきました。昨年度、娘さんが進学を希望していた県立学校に、娘さんの化学物質過敏症を伝えて相談をしたけれど、回答さえもらえず対応してもらえなかったと。私立高校3校でも受験を断られて、やむなく石川県の高校に通学しているとのお話でした。また、今年高校受験をした1学年下の別の娘さんも、同じ理由で県内の県立学校への進学を諦め、同じく石川県の高校を専願した

という残念なお話でありました。

化学物質過敏症というのは、通常であればほとんど問題にならない微量な化学物質に反応して、頭痛、目まい、吐き気をはじめ様々な症状を発症する体質で、患者は100万人以上、予備軍も入れると1,000万人とも言われております。

2017年に上越教育大学のグループが、上越市の小学生1万人の保護者を対象に行ったアンケート調査によれば、化学物質過敏症を疑う何らかの症状のある児童生徒は874人、12.1%いたとのことです。1研究グループの数字でありますけれども、無視できない数字ではないかと思っています。

厚生労働省も1997年に、化学物質過敏症についてのパンフレットを発行し対応を呼びかけてきました。障害者差別解消法でも、合理的配慮の対象としております。

そこで、まず、化学物質過敏症についての認識と県の対応について、厚生部長に確認をしておきます。

**有賀厚生部長** 化学物質過敏症については、病態メカニズムなどは未解明な部分が多く、いまだ診療基準や治療法が確立しているものではないということで、現在、国において調査研究が進められているところでございます。

そういう背景から、県内の患者数、専門医などについての把握というのが困難だということではあるのですが、当然、不具合のある方については、症状に応じて医療機関に御相談していただいているという状況にあると認識しております。

県としては、委員もおっしゃっていたとおり、化学物質を完全に取り除くことは難しいことではありますけれども、苦しんでいらっ

しゃる方というのはいらっしゃるわけで、社会全体が理解して、可能な範囲で配慮していくことが大事ではないかと思っております。

県としては、化学物質過敏症に対する周囲の理解が進むように、ホームページ等を通じて、広く普及啓発していくということで、周囲の方々の配慮などを呼びかけていきたいと思っております。

**火爪委員** 確認です。ホームページで、化学物質過敏症についてのページをつくって、周知、啓蒙を呼びかけていくということでもいいですね。

**有賀厚生部長** はい、そのとおりでございます。

**火爪委員** 今やっていないんですね。

**有賀厚生部長** 現時点ではまだ準備が整ってないのですけれども、これに関しては、すぐにでもできることだと思っております。

**火爪委員** ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

やっぱり知っていただくことが大事。厚生労働省も文部科学省もシックハウス症候群と化学物質過敏症を並列して、対応を呼びかけています。シックハウス症候群のほうが広く知られているのですけれども、化学物質過敏症は、御答弁にもあったように、国として実態調査をしておりません。

私たちが国会で実態調査を働きかけておりますけれども、知っていただくということが、症状を持っているお子さんや保護者にとってどれだけ救いかということをご理解をさせていただいて、ホームページで啓蒙すると、周知するという御答弁をいただきましたので、少しよかったかなと思っております。

そこで、問題は教育委員会であります。

私が御相談をいただいた2人の娘さんは、県内の高校で対応して



もらえずに、結局、石川県の高校に通うことになったわけです。どうしてこんなことになるのかと、石川県の2つの高校の対応を聞いてみました。全く違うということでありました。

石川県のこの2つの高校では、文部科学省の通達に従って、シックスクール対応ワックスを既に使用していたと。農薬の散布も十数年前から、生徒への配慮を行って実施していたと。さらに、問合せに対して即日回答。試験当日にも、環境を良好にさせていただくことや、着座位置、昼食を自家用車で取るなどについても快く応じてくださり、また、試験官一人一人に情報が伝えられており、お一人お一人から丁寧に声かけをいただいております。

このお母さんは、こう言っているんです。一方、富山県の学校では、常に不安が付きまとい、押し潰されそうでした。ある高校、西部の高校ですけれども、オープンハイスクールにも受け入れてもらえませんでした。どうしてこういうことになるのかという話であります。

文部科学省も、既に対応を求める通達を出しております。2012年のパンフレット「学校における化学物質による健康障害に関する参考資料」の中では、化学物質過敏症を有する児童生徒などの学習環境を確保するため、学校全体や教育委員会の組織立った連携の必要性を説いています。教育委員会の対応の改善を強く要望し、教育長の見解を伺います。

**荻布教育長** いわゆる化学物質過敏症を有する児童生徒の学習環境を確保するには、学校において、御本人の希望に応じて、原因物質と考えられるものとの接触を回避できるよう配慮が必要であります。

症状を持つ児童生徒の進学先の選択に当たりお問合せがあった場

合には、学校ではその実状を踏まえて対応を検討し、でき得る配慮事項について回答してきているところでもあります。

進学希望先の学科やコース、また周辺環境などの状況によっては、農薬や除草剤の散布時期などについて完全には希望に沿えない場合もあるかと思いますが、できる限り対応に努めるとともに、また、そのほかにも、校舎内にワックスを塗布しない、または化学物質過敏症対応のワックスを使用すること、また、教科書は化学物質過敏症の児童生徒向けのものとする、制服や運動服などの着用が難しい場合には、本人が用意されたものを使用可とすることなど、配慮することとしております。

県教育委員会としては、学校に対して、化学物質過敏症などに関し、十分な理解と協力が得られますよう、国からの通知や啓発資料を活用し学校に周知するとともに、養護教諭の研修会においても、当該症状を有する児童生徒への配慮について依頼をしております。

学校や家庭と連携を取りながら、児童生徒が不安なく学校生活を送れるよう、安心・安全な学習環境の確保に努めてまいりたいと思います。

委員からのお話では、対応について不十分な点があったという御指摘がありましたので、また事実関係を確認しまして、対応の改善に努めたいと思っております。

**火爪委員** もう一度お願いしたいのですが、その通達や文部科学省のパンフレットに基づいて周知をしていると御答弁がありました。今回のケースが極めて部分的な、個別的な不十分さであったかのような答弁だったと思うんですけど、私は違うと思うんですね。この御

相談をいただいたときに、教育委員会にも対応を伺いましたが、認識がほとんどない。とてもこの文部科学省の通達どおりに、認識を教育委員会や学校間で共有しているとは思われませんでした。個別の対応の問題ではなくて、認識そのものがやっぱりできていないと思うんです。

しかし、石川県は違うと。個別にどう対応してくれるのかという問題もあるのですけれども、要するに、こういう生徒さんたちに対する対応の姿勢が全く違う。入学希望です、受検希望ですと言ったときに、それは大変ですね、では、ちょっと対応を考えましょうとすぐ引き取っていただいて、すぐ返事が来て、これは無理ですね、これはこうします。つまり、ここのパンフレットで言っているように、文部科学省が求めているように、石川県は学校全体や教育委員会の組織立った連携になっていると、うかがえるわけです。

ところが、富山県は全く違うと。今回の事例だけではなくて、3人の保護者の皆さんのお話を伺いました。やっぱり、教育委員会の認識と対応が隣県と違って極めて低いんだと思うんです。だから、この個別の対応について調査をし、対応するのではなくて、改めて教育委員会全体、県立学校全体にこの問題の周知を徹底していただきたいのですが、いかがでしょうか。

**荻布教育長** 本日の御指摘も踏まえまして、改めて周知するようにいたしたいと思います。受検生、保護者の方のお気持ちに寄り添った対応ができるようにということも含めて、周知したいと思います。

**火爪委員** ありがとうございました。よろしく願いをいたします。

もう1点、教育長に伺っておきたいと思います。

県のパートナーシップ制度の運用が始まったことを喜んでおりま

す。今日のお昼のニュースを見ておりましたら、上智大学の三浦まり研究グループの都道府県別ジェンダーギャップの指数が報道されておりました。

県庁、行政は、ほかに比べて比較的高い14位ということでありましたけれども、政治分野は38位、経済分野は34位ということで、富山県のジェンダー平等指数はまだまだだなと感じました。私たちも頑張らなければいけないと決意をしているところであります。

2016年から県の教育委員会が、毎年県内にとやまの高校生ライフプランガイドという冊子を配付しております。

副委員長、冊子をお示しするだけですが、掲げてもよろしいでしょうか。

**平木副委員長** 許可いたします。

**火爪委員** 御覧になったことがあるでしょうか。配付はいたしませんけど、毎年、県立高校の全高校生にいろんな形で配付をされてきたという冊子であります。この冊子の内容について、昨年11月に新日本婦人の会という市民団体の皆さんが、教育長宛てに改善を求める申入れをされております。

御覧になったこと、知事、おありでしょうか。突然、振ってすみません。全体として、高校生に早く結婚して、早く出産するようにと働きかけている印象のパンフレットです。受け止め方はいろいろだと思うのですが、特に性的マイノリティーへの配慮が全くありません。男性と女性とみたいな図式になっています。極めつけは、ここに「富山さんの家族の1日」というモデルケースが紹介されているんです。富山県の家族は、こんな家族が一つのパターンですよ。ぜひ御覧になっていただきたいと思うんですよ。

それで、働きながら家事に取り組むのは女性だけ。男の子と女の子がいるのですが、家事の手伝いをするのはお姉ちゃんだけ、女の子だけ。こういうことになっているわけでありませう。

懇談の中では、多くの厳しい意見が出されておりました。その場で担当課長さんも、恥ずかしい話ですと、典型的に我が家を示すようなスタイルですと自虐的に答えておられましたけれども、女性団体の皆さんの指摘は全面的に受け入れて、そして新年度、全面改訂を予定しているので、その中で改善をしていきたいという素直な答弁でありましたので、安心をしているわけでありませうけれども、やはり県の施策の中でこういうものがまだまだあるのではないかと。改めて自己点検の必要性を感じた出来事でありました。

そこで、教育長はこの申入れをどう受け止め、改善にどう取り組んでいくのか確認をしておきたいと思ひます。

**荻布教育長** 高校生が将来を見通し、自分の在り方、生き方を考えることは、豊かな人生を歩むために大切なことで、教育委員会では、人生設計について考える副教材とやまの高校生ライフプランガイドを平成27年度に作成しまして、各高校では授業などで活用してきているところだす。

この副教材は、テーマとして、パートナーと共に生きること、子供を育てること、働くことや暮らしていくことなどを取り扱っており、県内での生活の様子やデータ、また、専門家の意見などを題材として、高校生が互いに意見交換をして自分の考えを膨らませる、そういった構成になっています。

委員からお話がありましたように、昨年11月、新日本婦人の会の皆様から、この副教材の改善を求める申入れがありまして、題材に

ついて、性的マイノリティーへの配慮がない、また家事分担が女性に偏っているなどの多くの御指摘を受けたところです。

県教育委員会としても、内容の一部が時代にそぐわなくなっているということ認識しておりまして、昨年度から検討を重ね、全面改訂の作業をしていたところでございます。

今回の主な改訂内容は、性別に関わらない生き方があり、互いに尊重し合うということ、また、ウェルビーイングにつながる様々な暮らし方や家族の在り方があることなどで、時代に合った内容としているところでございます。申入れをいただいた当日は、婦人の会の方々にも御説明をし、改訂の方向性について評価するお言葉もいただいたところです。

この改訂版の副教材は、学習活動例や指導の留意事項を記載した実践手引書と共に、今年度中に各学校に配付する予定にしております。

今後とも、随時点検を行い、時代の変化に対応した適切な内容や情報を伝える副教材となるよう努めてまいります。

**火爪委員** どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、最後のテーマ、まちづくりの課題の中から3問お伺いをいたします。

今回の議会でも各議員から紹介がありましたが、1月に県議会の成長戦略特別委員会で、富山市蓮町のSCOP TOYAMAの入所者の皆さんと懇談をした場に私も参加をいたしました。

いろんな意見が出たわけでありませうけれども、地元に住んでいる者として気になったのは、隣接する馬場記念公園についての意見がありました。公園としてはいい公園だと思うけれど、夜が暗くてと

ても怖いなどの意見が出されております。

旧制富山高等学校の跡地である馬場記念公園は、今、旧制富山高等学校の初代校長だった南日恒太郎さんの名前を冠した南日梅林が見事に咲いております。ゆとりがあったら、ぜひお出かけいただきたいと思います。

小泉八雲の蔵書、ヘルン文庫が、旧制富山高等学校にありましたことから、このヘルン文庫の碑も建っている歴史ある公園です。ヨーロッパ式の庭園のスタイルを持っておりまして、広い芝生が広がり、植生も多彩で、野鳥が多く飛来する自然豊かな公園であります。この公園の魅力がもっともっと発信され、もっともっと利活用が進んでほしいと願う一人であります。

富山市管理の公園になっておりますので、県は富山市と協力をしていろいろ見ていると思うのですがけれども、周辺はみんな富山県管理なんですね。運河も富山県、SCOPE TOYAMAも富山県、SCOPE TOYAMAの隣には、県職員住宅の跡地として、まだ活用していない広大な土地も残っております。

拡幅が進む都市計画道路東岩瀬線がこの先拡幅されると、この馬場記念公園の玄関口が少し買収の対象になる。以前から、地元の馬場記念公園の歴史と自然を愛する会の皆さんは、この買収の対象になった面積を運河側に拡張して、馬場記念公園と富岩運河を結んでほしい、地続きにしてほしい、こういう申入れもされておりました。ですので、馬場記念公園は市の管理ですが、この辺一带は県がイニシアチブを握れるところだと思っております。

そこで、馬場記念公園の整備、利活用も含めて、この周辺地域の今後の整備、利活用の在り方を富山市と共に検討してはどうかと思

いますが、知事に伺います。

**新田知事** 蓮町駅周辺の旧制富山高校の跡地に整備された、富山市が管理される馬場記念公園は、その南側に位置するSCOP TOYAMAの敷地を介して、富岩運河あるいは住友運河にもほど近く、北東の角の入口は、県道の富山港線に接する利便性の高い位置であります。

公園の周辺では、県において2つの運河沿いの遊歩道整備を進めています。現在、運河の合流点において歩道橋——歩道となる橋——の新設工事を進めています。この歩道橋が完成すると、上流側から公園に至る歩行者動線がつながることから、地域の回遊性や周辺施設との連携が高まると考えます。

また、公園に接する県道には、公園入口部を取り込んだ拡幅計画がありますが、事業は現在、その手前側の前川橋の架け替えを含む区間で進めているところです。将来、公園付近を事業化する際には、歩道の整備も併せて行うので、公園へのアクセスも含めて、委員の御提案のとおり、富山市と十分に意思疎通をしてみたいと考えます。

この地域の計画の検討については、まちづくりの方針を示す富山市都市マスタープランの中で、富岩、岩瀬、住友の3つの運河一帯を潤いと活気の満ちた魅力あるウォーターフロントとして整備を促進し、富岩運河や住友運河では運河沿いに遊歩道を配置するなど、水辺環境を整備する旨、方針が示されておりまして、県の事業もこれに沿って進めてきているところです。

今後とも運河周辺の水辺環境と馬場記念公園の魅力が一層高まるよう、富山市と連携し、富山市のこのマスタープランの改定の方角も



見ながら、そして地元の御意見もお聞きしながら事業を進めてまいります。

**火爪委員** ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

さて、今議会では県武道館の建設について多くの議論が行われました。知事からは、機能、規模の見直し、市町村との役割分担、整備手法などについても検討するというお話がありまして、先ほどの答弁では、多目的機能についても検討するという答弁もあったところであります。我が党も歓迎の立場です。

私は、先の厚生環境委員会の質問でも、最低3つ注文をつけさせていただきました。1つは、県武道館機能を中心にして規模を縮小すること、2つ目は、ゼロ・エネルギー・ビルを目指すこと、3つ目は、PFI手法は断念し、従来の分離分割発注とすることです。

そこで、規模にもよりますが、こうした基本設計を見直すこととなれば、それについても丁寧な議論が改めて必要になります。厚生環境委員会の答弁では、部長からも、基本設計を見直すことになれば、関係者の意見をしっかり聞く、そういう場の設定も必要との答弁もありました。

また、引き続き、あえてPFIでやろうとすると、導入可能性調査やVFMの再計算もやらなければならないと思います。要求水準書の作成もやり直しです。そうすれば、2027年中の開館には間に合わないということは間違いないと私は思います。蔵堀副知事の見解を伺います。

**蔵堀副知事** 富山県武道館に関してですけれども、建設費のさらなる削減や、基本計画策定後の建設予定地の周辺における環境変化を踏

まえた機能、規模の見直し、それと市町村との役割分担、整備手法等について、関係者の御意見もお聞きして検討を進めたいと、こういうことは重々御答弁申し上げてきているところです。まずは、こうした検討作業のスピードを上げて、なるべく早く検討結果をお示ししていくことが大事だと思っております。

ただ一方で、多様化します課題、県民ニーズに応じていくためには、整備や運営を効率的に行うということも必要だと思っております。民間事業者の柔軟な発想や創意工夫、専門的なノウハウの活用は必要だと思っております。

先ほど言いましたような富山県武道館に関する検討に際しましては、P F I手法についても引き続き検討してまいります。P F I手法を採用した場合、今後のスケジュールですけれども、非常にタイトな日程になると見込んでおりますが、速やかな検討に努めまして、令和9年度中の開館に向けて最大限努力したいと考えております。

**火爪委員** 改めてP F I手法の断念を求めておきたいと思っております。

最後に、県立都市公園におけるP a r k - P F Iについて伺います。

2017年の都市公園法の改正で導入されたこの制度は、ちょっと古いですが、2020年7月時点での実施が全国48か所との文書を見ております。しかし、全国的には、公園の景色のいい場所をレストランなど民間の箱物が占領することに反対の声が上がって計画が縮小したり、公園の樹木が大量に伐採される問題が浮上したりと、問題点も浮き彫りになっております。

そもそも、都市公園法の運用指針では、都市公園とは県民にとっての野外における休息場所であり、ヒートアイランド現象の緩和や

生物多様性などに効果がある緑地、かつ地震災害時の避難場所ともなる公共オープンスペースと位置づけられております。

例えば、岩瀬スポーツ公園の中の南側の広い芝生の広場がなくなることには私は個人的に反対です。また、五福公園の電車通り沿いの桜や紅葉が見事な広場もなくしてほしくはありません。民間施設の営業が破綻する場合も考えておかななくてはなりません。みんな環水公園のスタバのように、うまくいくわけではないわけでありまして。日頃からの公園利用者も含めて、周辺住民の意見をしっかりと聞いて慎重に検討していただきたいと思っております。

どう取り組んでいくのか、土木部長に伺います。

**平木副委員長** 簡潔な答弁をお願いいたします。

**市井土木部長** はい。

都市公園は、多くの県民の皆様にご利用される施設であることから、P F I の手続には住民意見の反映に努めることとしており、まず、公園の選定過程において、事前に候補となる4つの公園のそれぞれの自治振興会で、対象公園のP a r k - P F I による整備について説明会を行い、その上で、それらの整備内容が盛り込まれた県の整備方針案について、パブリックコメントを来週13日の期限で実施しております。

来年度の公募においても、地域の御理解の下での整備を担保するため、公募要項の中で事業内容を十分説明することを求め、事業者を選定する委員会において、応募された内容をこの観点について審査していただくこととしております。

また、公園は、憩い、安らぎ、楽しむ場となるほか、緑の拠点でもあることから、自然環境の保全の観点から、公募要項では、既存

樹木等を極力保存または移植することも併せて求めたいと考えています。

先行する他県の事例等も参考にし、関係する地元の御意見もお聞きし、御理解を得ながらこの事業を進めてまいります。

**平木副委員長** 火爪委員の質疑は以上で終了しました。